

船舶事故調査報告書

令和6年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年9月4日 08時04分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾港第1区 七尾港府中防波堤東灯台から真方位038° 1,750m付近 (概位 北緯37° 03.6′ 東経136° 59.1′)
事故の概要	貨物船 ^{クン ユアン} KUN YUANは、入港中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年9月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 KUN YUAN（ベリーズ籍）、2,581トン
船舶番号、船舶所有者等	9371141（IMO番号）、SHANGHAI KUNMIAOSHIPPIING CO.,LTD
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証（ベリーズ発給）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過痕
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約16cm（七尾）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか11人（中華人民共和国籍4人、インドネシア共和国籍5人、ミャンマー連邦共和国籍2人）が乗り組み、硫酸カリウム約1,500tを積載し、船首約2.50m、船尾約5.05mの喫水で大韓民国ウルサン港を出航し、七尾港の矢田新第二ふ頭岸壁（以下「本件岸壁」という。）に向かっていた。</p> <p>船長は、乗組員を入港配置とし、航海士を操舵に当たらせて七尾港内を南南西進中、船首方の大田ふ頭北方沖に浚渫^{しゅんせつ}作業船を認め、同船が投錨作業を始めたので左舵を取った。</p> <p>船長は、左旋回した後、浚渫作業船の北方を通過して本件岸壁に向かおうと思い西進を始めたところ、本船に警戒船が接近し、浚渫作業船の南方を通航するよう同船の乗組員が身振り^{しんぶん}と大声で合図してきたが、合図の内容が理解できず、西進を続けた。</p> <p>船長は、本件岸壁に向かおうと左舵を取るよう指示し、本船は、船首が本件岸壁に向いて間もなく浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗り揚げたことを現地代理店へ連絡し、本船は、船舶所有者が手配したタグボートにより浅所から引き出されて本件岸壁に着岸した。</p> <p>七尾港は、大田ふ頭の前面海域で令和5年12月12日まで掘下げ作業が行われていて、水路通報により周知されていた。</p> <p>船長は、七尾港への入港に必要な海図を本船に備えていて、本件浅</p>

	<p>所があることを確認していたが、水路通報を確認しておらず、七尾港で掘下げ作業が行われていることを知らなかった。</p> <p>浚渫作業船は、船首及び船尾の両舷からそれぞれアンカーワイヤを約200m延ばして4錨で係止する作業を行っていて、警戒船の乗組員は、作業区域に入港船が接近した際、浚渫作業船の船首アンカーのブイと大田ふ頭との間を通航するよう誘導していた。</p> <p>(付図1 航行経路図 参照)</p>
分析	<p>本船は、入港中、船長が、船首方で投錨作業を始めた浚渫作業船を回避しようと左旋回する際、自船の位置を確認しなかったことから、浚渫作業船の西方に向けて左舵を取った後に本件浅所に向かう針路となったことに気付かずに航行を続け、乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、水路通報を確認していなかったことから、七尾港で掘下げ作業が行われることを知らず、浚渫作業船が船首方で投錨作業を始めたのを認めた後、予期していなかった同船を回避することに意識が向いて、自船の位置を確認せずに左舵を取ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が入港中、船長が、水路通報を確認していなかったところ、予期していなかった浚渫作業船を回避することに意識が向いて、自船の位置を確認しなかったため、浚渫作業船の西方に向けて左舵を取った後に本件浅所に向かう針路となったことに気付かずに航行を続け、乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、特定の対象に意識を向け過ぎず、常に船位の確認を行いながら航行すること。 ・ 船長は、海図のみならず、水路通報や現地代理店から港内情報などを入手して関係港の最新の状況を事前に把握すること。

